

平成29年第3回定例会9月6日

○議長 宮城清政君 ただいまから、平成29年第3回南風原町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開会（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって14番 金城好春議員、15番 大城真孝議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの23日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は9月28日までの23日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配布いたしました会期日程表のとおりでございます。

日程第3．議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第3．議長諸般の報告を行います。平成29年第6月定例会後から本日までの諸般の報告を、お手元に配布されているとおり事業名、日時、開催場所を日付順に記入してございます。その中からまず1 ページ4 番目、6月19日議会終了後、議会報告会における議会報告書・要望書を町長及び教育長へ広報常任委員長と一緒に提出してまいりました。同じく9番目、6月23日、戦後70周年沖縄戦戦没者追悼式が糸満市平和記念公園で開催され参列してまいりました。2 ページ11番、6月30日、南部振興会理事会が自治会館にて開催されました。同じく12番、7月3日、町内産品奨励要請及び新役員の表敬訪問がありました。13番目、7月3日、県町村議会議長会定例理事会及び臨時総会が開催され、新会長に宜野座村の小渡久和議長が選任されました。同じく14番目、県産品奨励月間実行委員会による県産品優先使用の要請行動がありました。18番目、7月21日、県農林水産部と南部市町村との行政懇談会が沖縄ハーバービューで行われました。3 ページ、20番目、故太田昌秀元沖縄県知事県民葬が沖縄コンベンションセンターで行われ、私を含

平成29年第3回定例会 9月6日

め5人の議員が参加をしてみいました。同じく21番目、8月4日、「カジノを含む統合型リゾートと沖縄観光の未来」というシンポジウムが沖縄ハーバービューで開催されました。同じく22番目、8月8日、町村議会正副議長、正副委員長の委員会研修会が、北谷未来センターで開催されております。23番目、8月14日、沖縄県トラック協会による公共工事に関する営業用トラック使用要請がございました。同じく25番目、8月19日、宮平獅子舞・伝統芸能継承資料館（なーでえらシーサー館）の落成祝賀会が行われました。同じく27番目、8月24日、南部広域行政組合臨時会が自治会館で開催されました。以降は、議員各自でござい読くださるようお願い申し上げます。

次に、南部水道企業団議会、東部消防組合議会、沖縄県介護保険広域連合議会、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会、東部清掃施設組合議会、南部広域行政組合議会からの報告、町監査員から5月、6月、7月の例月出納検査の結果報告について、それぞれ提出されておりますので各自ご覧になっていただきたいと思います。

本日までに受理しました陳情第9号から16号まで、お手元に配布した合わせて8件のうち陳情11号、陳情13号、陳情15号、陳情16号については、総務民生常任委員会に付託しましたのでご報告いたします。また、例年同様な趣旨を持って陳情された陳情第9号地元産品奨励及び地元企業優先使用について、及び陳情第10号県産品の優先使用について並びに陳情第12号公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情については、委員会付託を省略し本会議で審査・採決する旨議会運営委員会で意見が一致しましたので後刻議題といたします。陳情第14号については、配布のみといたしますのでご一読くださるようお願い申し上げます。以上をもって諸般の報告といたします。

日程第4．町長の町政一般報告

○議長 宮城清政君 日程第4．町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申出がありましたのでこれを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、町政一般報告を行います。はじめに総務部総務課関係について申し上げます。災害時の応援対策を円滑に進めるためにと、7月20日に町と南風原町建設業者会において、災害時応援協定を締結しました。今後は、災害発生時等の応急対応でご協力いただきます。青少年の非行防止を目的に「青少年の深夜はいかい防止、未成年者飲酒防止」一斉行動を、夏休み期間中の7月21日に行いました。与那原警察署等の関係機関や保護司会等の各団体の方々が参加するなか、夜間巡回を行い、非行防止を呼びかけました。今後とも各機関が連携し青少年の非行防止に努めていきます。地域振興資料館整備事業による宮平獅子舞・伝統芸能保存継承資料館（愛称：なーでえらシーサー館）の落成式が8月19日に行われました。区民、町民の皆様に大いにご利用いただき、伝統芸能の継承発展と地域活性化につながるものと期待しております。津嘉山地域振興資料館に

については、7月14日に安全祈願祭が行われ着工しております。今年度末の完成予定です。防犯カメラ、防犯灯を設置する防犯対策事業は、8月22日に設計業務委託の入札を行いました。今年度中に工事を完了する予定です。

次に、企画財政課関係について申し上げます。ふるさと納税は、6月5日から新たにインターネットでの返礼品付き寄付金受付けを開始しました。8月31日時点で219件、314万8円の寄付をいただいております。今後も返礼品を増やし本町のPRに努めてまいります。6月30日に神里区で行政懇談会を開催しました。15名の参加者があり、地域内の道路整備、公園整備や人口増加の施策など幅広い意見交換を行いました。

次に、民生部こども課関係について申し上げます。保育園の整備事業は、やまがわ保育園と小規模保育園のたいようのおか保育園が10月開園、ももの木保育園が11月開園に向けて順調に工事を進めており、入所待ちをされている方々へ順次内定通知を送付しているところです。マイフレンズ保育園の増改築とやまびこ保育園の認可化に向けた施設改修も、平成30年3月完成に向けて取り組んでいます。また、はなぞの保育園の分園については、現在実施設計を行い、来年3月完成に向けて取り組んでいます。

次に、国保年金課関係について申し上げます。7月25日に沖縄県による国民健康保険制度改革に関する理事者（市町村長）向け説明会が開催され、改革後の仕組みや県と市町村の役割、国保運営方針の主な内容等の説明がありました。県へは医療機関が集中する市町村の負担増とならないよう、市町村全体で公平に支え合える仕組みを構築してもらいたいと要望いたしました。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。道路ふれあい月間に行っている道路清掃活動ボランティア作業は、8月19日に南風原町商工会員をはじめ町民や事業所、役場職員など約800名の参加により黄金森公園周辺町道の清掃作業を行いました。当日は天気に恵まれ無事に終えることができました。工事関係は、低炭素社会化事業の防犯灯LED化整備工事を、9月上旬発注に向けて取り組んでおります。また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の山川地区農業用排水施設整備工事は、9月中旬発注予定であり、今年度内事業完了に向けて取り組んでいます。計画関係は、喜屋武、本部、照屋地区（42.2ヘクタール）と宮平地区（2.6ヘクタール）の区域区分と用途地域の都市計画を6月13日に変更決定をしております。宮平地区については、地区計画についても同日に都市計画決定し、建築基準法との連携を図るため建築物の制限に関する条例を本議会に提出しております。

次に、都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業関係は、黄金森公園に隣接する町道5号線の用地測量設計業務について、8月2日に契約の締結を行いました。また、繰越明許費で進めていた町道10号線の整備工事は7月10日に完了しました。街路事業関係は、宮平学校線について道路照明工事を7月7日に完了しました。また、舗装工事請負契約の締結を8月1日に行いました。津嘉山中央線については、1工区1件、2工区2件の物件調査委託業務を8月3日に契約の締結を行いました。公園整備事業関係は、黄金森公

園について喜屋武土地改良区側に位置する多目的広場一帯の園路、東屋、健康遊具等の工事2件が7月26日と28日に完了しました。また、植栽工事を6月29日、園路工事を8月3日に工事請負契約の締結を行い整備を進めております。津嘉山公園については、6月29日に駐車場整備の工事請負契約を締結し、8月24日に公園管理棟設計の委託契約の締結を行いました。

次に、区画下水道課関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業関係は、繰越明許費で進めていた道路築造工事2件と造成工事4件を8月末までに完了しました。8月上旬には新たに3件の造成工事を現年度予算と合わせて契約締結し、11月末完了に向けて取り組んでおります。また、現年度予算の委託業務では、6月29日の出来形確認測量委託業務の契約をはじめ8月末までに他2件の契約を締結しました。物件等移転補償については、6件契約締結し、うち3件が完了しております。下水道事業関係は、繰越明許費で進めていた浸水対策下水道事業の工事で、照屋地内の雨水幹線工事1件を7月12日に完了、委託業務の磁気探査業務1件を7月14日に完了しました。また、未普及解消下水道事業、浸水対策下水道事業の残りの工事は9月末完了に向けて取り組んでおります。現年度予算の未普及解消下水道事業については、下水道計画見直し業務の他1件の契約と物件等移転補償で1件の契約を締結しました。浸水対策下水道事業は、7月上旬に磁気探査業務等委託業務の他2件の契約を締結しました。年度内完了に向けて取り組んでいます。下水道普及の取組として、町内の小学生を対象に「下水道夏休み体験学習」を8月5日に実施しました。親子27名が参加する中、汚水処理の仕組みや下水道の役割等の学習を行いながら、下水道に対する関心を高め、普及促進を図ることができました。

次に、産業振興課関係について申し上げます。農政関係は、6月24日にJAおきなわ津嘉山支店、さとうきび・野菜・果樹・花きの各部会の総会及び表彰式が開催されました。表彰式では、平成29年期カボチャ競作会で3名、平成28・29年期サトウキビ競作会では3部門3名の方の表彰が行われました。また、8月24日に町普及連絡協議会の果樹農家向けの視察研修会が行われ、70名余の農家の皆さんが生産技術向上に向け研修に参加しました。次に、JAおきなわファーマーズマーケット南風原くがに市場の第3回生産者大会が8月30日に開催され、多くの生産者の参集がありました。商工関係は、6月30日にイオンモール沖縄ライカムにおいて、沖縄の物産と観光フェア（伝統的工芸品染織物）があり、琉球絣事業協同組合の出店に「はえるん」も参加するなど、県内外の多くの方へPRすることができました。7月3日に琉球かすり会館において、平成29年度琉球絣後継者育成事業の開講式が行われました。今年度は8名の受講者がデザインや染色、製織などの技術を学んでいきます。7月17日、町観光協会主催の第6回はえばる夏まつりキッズパークが中央公民館で開催され、6,000名余の来場者がありました。黄金ホールを会場に豊富な体験メニューに加えて、消防、警察、医療などの「お仕事体験」を実施し、終始子どもたちの笑顔溢れる雰囲気で大盛況でした。また、8月14日、南風原花織の保存・伝承に取り組む琉球絣事業協同組合が、ポーラ伝統文化振興財団の「第37回伝統文化ポーラ賞」地域賞に輝きま

した。表彰・贈呈式は10月24日に東京都内で開催されます。

次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。夏休み期間中に水泳教室、アイススケート教室を開催しました。水泳教室は7月31日から8月4日までの5日間実施し、4小学校から80人の参加がありました。また、アイススケート教室は7月29日から30日までの2日間実施し、町内の小学生90人の参加がありました。両教室とも基本的動作等を中心に学び、特にアイススケート教室では、氷上を滑る不思議な感覚を楽しみました。第52回島尻郡体育協会夏季大会へ7月30日に開催されたサッカー競技を含め12競技18種目に出場し、9種目で優勝しております。町育英会へ南風原町建設コンサルタント会、金城吉信様他より寄付がありました。また、株式会社シビルエンジニアリング、株式会社大進建設、株式会社南山開発より町への寄付がありました。更に、静岡県浜松市で開業医として活躍しておられました字神里出身の故赤嶺安貞様のご遺族様から町へ1,000万円の高額寄付がありました。故赤嶺様からの寄付は、12月補正予算にて育英会補助金として計上し、育英会で赤嶺安貞人材育成基金を設置する予定であります。

次に、学校教育課関係について申し上げます。6月5日から7日までの教育委員会学校訪問にて、各幼小中学校の授業・施設参観を行い、意見交換を行いました。6月22日に支部PTA教育懇談会を開催し、家庭・地域・学校の関係者が一堂に会し、教育について情報交換を行いました。6月28日から2泊3日の日程で、町学力向上推進委員会先進地視察を行いました。本年度は、南星中学校校長を団長に幼稚園、小中学校の先生方など12名で福井県福井市の幼小中学校を訪問し、8月24日に報告会を開催しました。今後は、報告を受け情報を共有するとともに、関係者の皆さんと本町の学力向上推進に向け研修から得たことを施策等に反映させ実践していきたいと考えております。8月29日に平成29年度全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。本町の小学校平均正答率は、国語A・B及び算数A・Bの全てにおいて全国及び県平均を上回りました。中学校平均正答率は、国語Bと数学Aで県平均を上回り、国語Aと数学Bでは県平均と同数の結果となりました。

次に、生涯学習文化課について申し上げます。6月5日から7月2日まで、第78回南風原文化センター企画展「いくさ」を開催し、多くの来館者がありました。7月6日に少年の主張大会を開催し、両中学校から4名計8名の参加がありました。最優秀賞に選ばれた南風原中学校三年生の儀間小凧美さんを9月8日に開催される島尻地区大会へ派遣します。7月19日から8月1日まで与那覇出身5世のメーガン・新垣さんとマテウ・新垣さんを海外移住者子弟研修生として受入れし、研修や親戚訪問などを行い7月31日に修了式を行いました。7月21日から2泊3日の日程で、渡嘉敷村にある国立沖縄青少年交流の家で「子ども会インリーダー宿泊研修」を開催しました。子ども会が19名、ジュニアリーダー20名、引率者8名計47名の参加者は、豊かな自然の中での活動をとおして、集団生活の在り方を学び、相互の理解を図ることができました。7月29日に第23回うちなーぐち大会を開催し、小学生15組22名、中学生5組8名、一般1組1名の参加がありました。最優秀賞に選ばれた南風原小学校四年生の又吉泉凧君を、9月16日に沖縄コンベンションセンターで開催さ

平成29年第3回定例会9月6日

れる「第23回しまくとぅば語やびら沖縄県大会」へ派遣します。8月1日から3泊4日の日程で、子ども平和学習を開催しました。参加者は各小学校から六年生2名の合計8名で、京都、大阪、福岡を訪問し、戦争と平和・人権などについて学びました。町立図書館では、8月1日から読書意欲を高め読書習慣を身に付けることを目的に、図書館で借りた本の履歴が書き込める読書手帳の作製・配布をしております。8月7日から14日の日程で、イオン南風原イベント広場において学校支援隊はえばる活動写真展を開催しました。期間中の8月11日には津嘉山小学校リコーダー同好会、両中学校吹奏楽部等が出演し、ボランティアの皆さんへの感謝の気持ちを込めて演奏し、多くの来場者を魅了いたしました。8月23日に学校支援ボランティア懇親会を開催しました。ボランティアの皆さんへDVD映像などをとおして児童生徒からお礼の気持ちを込めたメッセージがあり、楽しい雰囲気の中懇親を深めました。8月28日に中央公民館黄金ホールで放課後子ども教室と学童クラブ合同で夏休みサイエンスタイムを沖縄こどもの国の協力で開催し、多くの児童や保護者が「空気のふしぎ」を体験しました。8月29日から9月5日の日程で、文化センター特別企画展として四国大学書道文化学科5人で構成された、かぜまーる書道展「I、愛、逢、藍」を開催し書道パフォーマンスや作品展示を行い、書道の魅力を発信しました。

以上を申し上げ、平成29年第3回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。別紙で6月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書をお付けしていますので、お目とおしをお願いします。以上です。

○議長 宮城清政君 以上で、町長の町政一般報告を終わります。これから議案の上程に入ります。

日程第5. 議案第42号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第42号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第42号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、利用者負担額について、負担の公平性をより高めることを目的に、階層の細分化と高所得階層の国基準に対する割合を引き上げる必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第42号についてご説明いたします。まず、議案書をお開きください。南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を次のように改正する。別表第1、第2表中、第4の2、第4の3、第5、第6、第7、第8階層に定められています表を、第4の2A、第4の2B、第4の2C、第4の3A、第4の3B、第5A、第5B、第5C、第5D、第6A、第6B、第6C、第7、第8と改めるものでございます。附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。5ページから新旧対照表が付いております。今回の改正は、保育料の基準額を定めたこの別表の改正となっております。配布いたしました議案第42号用の資料を使いまして改正内容をご説明いたしたいと思っております。

左側の表が現行の基準表となっております。そして真中縦長の表が改正案、右側縦長表が現行と改正案との差額となっております。まず、現行の階層区分は、第1からはじまりまして第8まで12の区分となっております。これは国の基準に合わせているもので、本町もこのような改正区分となっております。この現行の表からはみ出した第4の2階層の部分で、収入330万から410万、階層内で約80万の開きがあると下のほうにも説明書きがありますが、この階層ごとの市町村民税所得割の額が例えば第4の2ですと4万8,600円以上7万7,101円未満、これを年収ベースで夫婦に子ども2人をモデルケースとして計算しますと、おおよそ年収で330万から410万の世帯ですよという表示です。色掛けしてある部分が改正案で、第1階層から第4の1の階層については今回改正がございません。それはこの条例制定時において国のひとり親世帯への負担軽減、それから多子世帯への負担軽減の拡充で、第4の1階層までについてはすでに国の基準に則ってすでに反映されておりますため今回見直しを行っておりません。それではこの第4の2の階層をご覧ください。国の基準では標準時間3歳未満では3万円、3歳以上が2万7,000円。短時間で3歳未満が2万9,600円、3歳以上2万6,600円となっております。その右側が現行の本町ですが、本町では標準時間3歳未満が2万7,000円、その下に90パーセントと書いてありますが、これは国の基準3万円に対して90パーセントの割合で設定していますということです。この右側の表にあるパーセントの表示は全て国基準に対する割合を示しております。そしてその下の階層、第4の階層も所得は変わりますが国の基準では額は一緒です。第4の2の階層、第4の3階層は、3歳未満でしたら3万円ですということになっております。そのことから、本町もこの部分に関しては2万7,000円ということ階層は変わりますが金額は同じになっている状況です。現行の本町の部分を見ていただきまして、上から縦の青い矢印がございまして、これは階層が上がると保育料が8,500円上がると、これは第3の2の階層が市町村民税所得割4万8,600円未満の場合で1万8,500円ですが、この世帯が4万8,600円より1円でも上がりますと一気に保育料が8,500円上がるという急激に上が

り過ぎる現在の設定となっております。そのことから、この上がり幅が大きいのではないかとということで、近隣の市町村も参考にしながら、この階層が変わるときの保育料の上がり幅を緩くして、階層を細分化して段階的に保育料を上げていくというような内容にしております。

それから、この現行表の第8階層、一番下の階層をご覧ください。本町は3歳未満でしたら4万9,500円です。下に48パーセントとあります。これは国の基準10万4,000円に対して本町の保育料設定が48パーセントの割合、半分以下になっているということです。このあたりの高所得者層の負担割合が低過ぎるのではないかとということで、段階的に上げていこうということを今回改正に盛り込んでおります。

改正案の真ん中の表をご覧ください。第4の2の階層ですね。現行の表と改正の間の部分で、小さな矢印が右側に書かれておりまして、例えば第4の2の階層でしたら右矢印があって3つに細分化とします。次の第4の3階層は2つに細分化します。第5階層は4つに細分化。第6は3つに細分化というかたちで階段を緩やかに設定しております。

第4の2のAをご覧ください。こちらは所得の階層を4万8,600円以上5万7,700円未満ということで、だいたいこの所得階層の幅を1万円程度で設定して階段を上るようなかたちにしております。この第4の2のAは、保育料2万1,500円になります。国基準に対して72パーセント。前の階層第3の2からの上げ幅が3,000円ということになります。先ほど説明しましたように、これまで8,500円上がったのが3,000円ですよということで、改正案の表に赤字で示した部分は全て保育料を2万1,500円にして割合が72パーセントになります。そして前の階層より3,000円上がります。全てそういうかたちで表示しております。この第4の2のAの階層の方についてですが、右側の表で現行との差額をご覧ください。第4の2のAで3歳未満がマイナス5,500円と表示がございます。これは現行の保育料からこれだけ負担が軽くなりますという表現です。現行との差額表でマイナスが入っているところは、全て負担が軽減されることになります。しかしながら、第4の3Bは1,500円のプラスになります。プラスとなっている部分は、今までの国の基準より低かったもので、それを近づけていくというものです。そして、以下、第5C、第5Dの高所得者層については、逆に国の基準に近づけていくため負担が増えていくかたちになっております。近隣の市町村においても、このように階層を細分化して段階的に上がるようなかたちをとっております。そしてこの高所得者層について本町はだいぶ低く設定されておりましたので、近隣市町村と合わせていくようなかたちで見直しを設定しているところです。引き続き、近隣市町村の状況も見ながら国の基準に近づけていきたいと考えております。

そして、今回のこのマイナスが付いている部分は、だいたい500人の保育分となり、約500世帯について若干負担が軽減されることになります。また、高所得者層の部分では負担が大きくなっていきますので、この改正によって保育料が800万ほど増になります。以上が、議案第42号の概要となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

平成29年第3回定例会9月6日

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 先ほど500世帯の軽減ということでしたけれども、反対に高くなるのはどれぐらいの世帯なのか。そしてまた、高くなる方への説明などはどのようになさる考えなのかをお伺いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。この表の現行と改定案との間の小さな右矢印がありますが、その上に例えば200人とか300人とか数字があります。これがこの階層に該当している子どもの数でございまして、負担が増えていくというところでは第6階層が238人、その下第7が41人、第8が17人ということで、約300人程度の世帯の負担が増えることになります。

この保育料の改定については、本定例会でご審議いただき、11月からは『保育の葉』というかたちで該当者に送付して来年4月からの募集案内を行いますので、この葉に改定になった保育料を載せ説明していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 1つだけ教えてください。800万円が増額になる予想だそうですが、平均で1人当たりどれだけの額が増額になるのか。もう1つ気になるのは、所得階層によって保育料を定めていることは理解できます。いつも言っているのは、高額保育料が無認可の保育園に行く道筋、保育料が高いから公立に預けないで無認可に行くというのがこれまでの状況であったかと思うが、そういった心配。新しい保育園も造りました。待機児童が多いということで保育所をどんどん整備していくが、今度は逆に預ける人が少なくなると定員を満たさない保育所が出てこないかという気がします。保育料を上げることによってそれもまた心配されるわけです。そういったことについては、皆さんはどう考えておられるかをお聞かせください。以上です。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。まず今回の負担が増える平均額というのは出してはございませんが、この表の現行との差額とした右側の表にそれぞれの階層で増額・減額を表示しておりますので、例えば第8階層の標準時間の3歳未満でしたら1万3,000円上がりますと、上がりますが国の基準に対してはそれでも61パーセントですという

説明になると思います。

高所得者層の方々が認可外に行くことをご心配なさるということですが、どこの保育園がいいかというのはそれぞれのご家庭の判断です。そういった判断で選んでいただくことになると思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第42号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例は、総務民生常任委員会に付託します。

日程第6. 議案第43号 南風原町宮平地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第6. 議案第43号 南風原町宮平地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第43号 南風原町宮平地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 南風原町宮平地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、那覇広域都市計画区域区分の変更で、宮平地区の一部を市街化区域編入することに伴い、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき宮平地区地区計画区域内における建築物の制限について定める必要があるため提案いたします。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 それでは、議案第43号 南風原町宮平地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例についてご説明いたします。南風原町宮平地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例については、津嘉山北地区地区計画とほぼ同様な条例となっておりますので、津嘉山北地区と宮平地区との違いについて資料でご説明いたします。両地区とも第3条にて建築物の用途の制限を定めております。津嘉山北地区では、建築基準法のおのおの用途地域に準ずるかたちであります。宮平地区では幼稚園、小学校、中学校、高等学校をはじめ大学、高等専門学校、専修学校、図書館、巡査派出所、神社、寺院、教会、病院、公衆浴場、診療所、保育園、老人ホーム、その他これらに類するものの制限をしています。理由としましては、町の上位計画である第四次総合計画の位

置付けで、生産緑地等保全活用地区、都市マスタープランの土地利用構想において、低層田園住宅地区の位置付けをされており、上位計画のとの整合性を図る理由から、今回の地区においては住宅地区としての土地利用を図る目的となっております。

続いて、第4条で、両地区とも建築物の敷地面積の最低限度を定めていますが、両地区とも165平米（50坪）となっております。

続いて、宮平地区の第5条で建築物等の高さの最高限度を、第1種中高層住居専用地域で12メートルに定めています。それに対し津嘉山北地区では、条例での高さの制限はありません。高さの制限を定めた理由といたしましては、先ほど説明しました上位計画との整合性を図るため10メートルと定めています。

続いて、津嘉山北地区の第5条では、建築物の壁面位置が定められておりますが、宮平地区では定められていません。

続いて、第6条では両地区とも、かき又はさくの構造の制限を定めています。ほぼ同様な内容ではありますが、宮平地区ではフェンスのみの場合、地盤面から1.2メートル以下と新たな制限を定めています。

続いて、第9条にて両地区とも既存の建築物に対する制限の緩和が定められております。津嘉山北地区の同条第4項では、原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準値におけるこれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないことと定めています。それに対し宮平地区では、第4項を削除しています。理由としましては、地区内の既存物件は全て住宅用途であり、原動機及び機械が設置されている建築物がないために定めておりません。

今回の条例の施行日については、平成29年11月1日としております。以上で、議案第43号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 ただいまの説明、だいたい分かったのですが、ちょっと疑問に思うところがありますので教えてください。別表（第3条―第6条関係）で、建築物の用途の制限に、保育所その他これらに類するものとあるのですが、学童クラブなどはどうなるのが第1点です。

それから2つ目に、敷地面積の最低限度が50坪とあります。45坪でもいいのか。その50坪という根拠は何なのか。

それから3つ目に、フェンスの高さが地盤面から1.2メートルというのと、コンクリート基礎を打つと1.5メートルとあるのですが、どちらも1.5メートルにしてはどうかという質問です。以上、お願いします。

平成29年第3回定例会 9月6日

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 お答えします。学童クラブですけれども、この地区は基本的にたいへん狭いところでもございますのでそういう制限を加えているところではございます。純粋な住宅地というような考え方ですので、その分、用途の制限を公共施設についても加えているということです。学童クラブについても幼稚園等に類するものと考えられると思いますので、できないと解釈しております。

面積につきましては、通常50坪というのが宅地の最小限としてあります。津嘉山でもそうですけれども、他の地区においてもそれぐらいが適切な住宅として判断されておりますので、それになっております。

フェンスの高さですけれども、1.5というのもございますが、規格で1.5というところと目線の高さになって圧迫感が出てくるところでございます。1.5を落ちると目線より下になりますので、圧迫感が少ないということで1.2を採用しております。また、1.2という規格があるということで、そのへんも考慮して設定をしております。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 面積の要件50坪というのがあって、45坪の場合はどうなるかという質問だったかと思えます。その場合は、現状の45坪でというかたちになります。ただ、200坪の土地を分割して利用する場合は、最低面積は50坪ですよということでございますので、元々が40坪とか30坪の場合はそれで適用となるということでもあります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第43号 南風原町宮平地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例につきましては、経済教育常任委員会に付託します。休憩します。

休憩 (午前10時54分)

再開 (午前11時05分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第7. 議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第7. 議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提

平成29年第3回定例会9月6日

案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、農地利用の適正化に向けた積極的な活動を推進するための農地利用最適化交付金事業の実施に伴い、農業委員会の能率報酬について定める必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝 議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の条例の一部改正条例については、遊休地解消活動や担い手への農地集積など農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、能率報酬を支払うことができるようにするための改正となっております。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。農地利用最適化交付金の交付決定が、年度末となる見込みから、支給方法の実務において年払いとなることが想定されますので、支給方法を定める第4条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項（農業委員会の能率報酬の支給日及び支給方法については規則で定める。）を加えて4項としております。更に別表での表現が複雑になることから、別表に備考として農業委員会の会長、職務代理人、委員及び農地利用最適化推進委員についてこの表に定める額のほか能率報酬として予算の範囲内で町長が定める額を支給する、と加え、実績に応じて報酬を支払うことができるようにするための改正でございます。

この条例施行日につきましては、平成29年10月1日からとします。

以上が、議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 能率報酬の査定は、どこで、だれが、どのようにやるのか教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

平成29年第3回定例会 9月6日

○経済建設部長 金城敬宝君 今回の農地報酬の対象となる活動としまして、まず活動内容については担い手への農地の集積・集約化の推進活動。2つ目に遊休農地の発生防止・解消活動。そして、3つ目に農地中間管理機構との連携活動。4つ目に新規参入の促進活動。こういった活動をすれば、規則で定めた農地利用最適化業務活動日誌というものがございまして、この活動日時、活動場所等を記入していただいて、この活動した月の翌月5日までに提出するようになっております。これを受けた農業委員会でこの活動状況を集約して、費用を算出するためのまとめと言いますか、農業委員会でまとめて費用を算出することになります。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 今のお話は、活動するんだという計画、プランニングを立てればもらえるということなのですか。それとも、プランを立ててその成果が表れたときに支給されるのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 プランと言いますか、直接地権者や農家の方の所へ行って活動をして、実際に遊休地解消ができればいいのですが、そういった斡旋をするための活動をしたということがあれば報酬がいただけるということになります。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 先ほど説明のところ、実績に応じてとおっしゃっていましたが、この条例の中にはないものだから、実績とは何なのか。今の勝議員とも同じなのですが、その能率報酬の査定の方で先ほど日誌でとおっしゃってました。要するに、活動をすれば翌年に上げる、若しくは小作を進めていってこれが実績として上がったというときなのか。動いたというだけで上げるのか。委員会もあるのですが、今、実績という言葉に引っかかったものですからそのへんの説明をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 実績報告ということで、活動した月の翌月5日までに活動日誌を出すようになっております。ということで、活動すれば報酬が受けられるかたちになります。もちろん、実績が上がればそれに越したことはございませんけれども、そういった活動をやったということになれば報酬が受けられることになります。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 確認します。先ほどの実績というのは、実際に動いたと、農家へ行って交渉をすとか動いた実績ということですね。成果が上がったということとはちょっと違うわけですね。もちろん成果が上がったときは出るのでしょうかけれども、それとは違うということですね。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 そういうことございまして、活動して、先ほどの遊休地解消あるいは担い手の農地集積とかそういった活動をしたことで報酬がいただけるということでございます。

○議長 宮城清政君 他に。4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 ではそもそも町内にどれぐらいの遊休地、耕作放棄地があるかどうかを教えてもらえますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 町内の遊休地について、ただいま手元に資料がございませんので委員会のほうでということをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 勝さん、寛諄議員からあったように、遊休地解消だとか最適化推進について、とはいえ最適化推進と遊休地解消の区別があまりよく分からないのですけれども、とにかくそのためにその地主さんの所へ行って、何も使っていないようだけれども貸す相手はいませんか、借りたいと言っている人がいるけれども貸す気はありませんかと相談に行ったらカウントされるという意味ですよね。これは提案理由にある農地利用最適化交付金事業の中でそうなっていると、そのようにしたら出来高払いとは言わないけれどもそういった予算を準備しなさいということで支給される交付金だと理解してよろしいわけですか。

それから、こういった実績と言いますか一定の要件に基づいて行動したら支払われるという報酬の在り方は、他に役場のやっている事業の中にもありますか。その点をお聞きし

平成29年第3回定例会9月6日

ます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 交付金の趣旨でありますけれども、議員さんがおっしゃるとおりでございます、これは実績報告を年度末にやって、最終的には年度末にしか確定しませんのでそれに応じた報酬を支払うことになります。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 その他の報酬関係での能率給付は、徴税で徴収嘱託と国民健康保険の職務でも能率給がございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 総務部長の答弁、ありがとうございました。あとは具体的な金額と言いますか、予算の範囲内となっていますからどうなっているのか委員会で審議いただければと思います。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 確認をしたいと思います。農業委員の会長でしたか、職務代理者、それから委員、条例の中で月約報酬がありますよね。その能率報酬というのは、それとは違うのか。今あったように、活動したら月約報酬とは別に能率報酬がありますよということなのか。農業委員には月約報酬があるので別報酬だと思いますが、それを確認したい。

○議長 宮城清政君 農業委員会の会長、それから職務代理者、委員及び農地利用最適化推進委員については、月約の報酬がございます。今回の一部改正の費用弁償に関する能率報酬については、月約の報酬とは別に活動をすれば能率の報酬がありますという内容の改正であります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第8．議案第45号 南風原町立津嘉山地区公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

○議長 宮城清政君 日程第8．議案第45号 南風原町立津嘉山地区公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第45号 南風原町立津嘉山地区公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例 南風原町立津嘉山地区公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、津嘉山地域振興資料館の建設に伴い、平成29年3月28日付けで沖縄県知事に南風原町立津嘉山公民館の財産処分について報告し、平成29年4月24日付けで沖縄県教育委員会より文部科学大臣に同施設の財産処分を認める副申がされ、同施設を解体処分したことにより条例を配意する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 議案第45号 南風原町立津嘉山地区公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について概要を説明いたします。南風原町立津嘉山地区公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、廃止する。附則 この条例は、公布の日から施行する。以上が、議案第45号の概要説明となります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第45号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから、議案第45号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第45号 南風原町立津嘉山地区公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを

平成29年第3回定例会 9月6日

採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第9. 議案第46号 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第3号)

○議長 宮城清政君 日程第9. 議案第46号 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第46号 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第3号) 平成29年度南風原町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億2,154万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億8,110万4,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(債務負担行為の補正)第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第46号 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第3号)について概要説明をいたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正についての説明でございますが、今回の補正は人事異動に伴う人件費の組替え及び前年度決算による繰越額の確定等補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ16億2,154万3,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は150億8,110万4,000円となります。補正増額16億2,154万3,000円の内容については、8ページ以降の事項別明細で説明いたします。

5ページをお願いします。第2表の債務負担行為は、小中学校における児童生徒の学籍情報管理、出欠席情報管理、成績処理、通知表、指導要録などの業務を統一システムで行うためのシステム導入・運営管理に係る事業費の学校校務支援システム運営事業となり、期間は平成29年度から平成34年度で、限度額は2,693万5,000円の計上となります。

続きまして、歳入について説明します。8ページ。1款1項1目. 個人町民税6,697万8,000円の増額補正は、平成29年度当初課税調定によるものです。

続きまして、9ページ。8款1項1目. 地方特例交付金110万3,000円の増額補正は、県からの交付額決定通知によるものです。この交付金は、平成20年度から所得税で控除できない住宅ローン減税額を住民税から控除することによる町の減収分を補てんするための交付金となっております。

続きまして、10ページ。9款1項1目。地方交付税5,163万円の増額補正は、普通交付税交付決定によるもので、今年度より算定基礎の人口と世帯数の数値を平成27年度国勢調査数値を採用したことによる数値増が主な要因となっております。

11ページ。13款1項1目。民生費国庫負担金82万8,000円の増額補正は、1号認定2園児が通園する町外認定こども園への施設型給付費に対する国庫負担金の計上で補助率は対象経費の2分の1となります。

12ページ。13款2項1目。民生費国庫補助金572万4,000円の増額補正は、障害者自立支援システム改修費用に対し措置される障害者総合支援補助金32万4,000円で補助率2分の1、既存介護施設へのスプリンクラー整備に対する先進的事業支援特例交付金540万円で補助率10分の10となっております。4目。教育国庫補助金55万5,000円の増額補正は、学校教育設備整備費等補助金で補助率4分の3となっております。内容につきましては、歳出33、34ページで説明いたします。6目。総務費国庫補助金948万7,000円の増額補正は、電子計算費の財源補正及び法改正に伴うマイナンバーカード等への旧姓併記を行うためのシステム改修及び国民年金システム改修費用に対する社会保障・税番号制度導入補助金で補助率10分の10となります。

13ページ。14款1項1目。民生費県負担金33万円の増額補正は、歳入11ページの民生費国庫補助金で説明した県の負担金で補助率4分の1です。

14ページ。14款2項2目。民生費県補助金90万円の増額補正は、保育士の正規雇用化を図る事業者を支援する保育士正規雇用化促進事業補助金50万4,000円で補助率10分の10、歳入11ページの民生費国庫補助金で説明した認定こども園等運営費県補助金39万6,000円で、町負担分に対する県補助2分の1となっております。4目。農林水産業費県補助金51万6,000円の増額補正は、農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するための農業委員等へ支給される能率報酬に対する農地利用最適化交付金で補助率は10分の10となります。

15ページ。16款1項12目。ふるさと寄付金750万円の増額補正は、当初見込みより寄付件数が多いため、実績見込みに基づき再積算した額の計上となっております。

16ページ。17款2項1目。特別会計繰入金777万8,000円の増額補正は、各特別会計の平成28年度決算確定による純繰越金を一般会計へ繰り戻すことによるものです。

続きまして、17ページ。18款1項1目。繰越金15億1,393万7,000円の増額補正は、平成28年度一般会計の歳入歳出差引額16億1,140万9,000円から繰越明許費に係る財源繰越分4,747万2,000円と当初予算計上額5,000万円を差し引いた額の計上です。

18ページ。19款5項7目。雑入147万7,000円の増額補正は、JAファーマーズマーケットでスターフルーツとヘチマの販売促進を行うための農林水産物販売促進事業補助金10万円、高齢者の生活習慣病重症化予防のため実施する訪問事業に対する後期高齢者医療費適正化推進事業補助金137万7,000円で、補助率10分の10となっております。

19ページ。20款1項1目。総務費4,720万円の減額補正は、平成29年度の普通交付税の算定時に算出される財政対策債発行可能額の決定によるものです。

続きまして、歳出について説明します。職員の人件費については、人事異動に伴い過不足が生じる款項で組替えの補正を行い、全会計の人件費総額に増減はございませんので説明は省略させていただきます。

21ページ。2款1項1目。一般管理費1節。行政改革推進委員報酬24万5,000円及び9節。旅費5万円の増額補正は、財政健全化計画策定及び第四次行政改革大綱策定について審議していただくため開催予定回数2回を7回とするためのものです。5目。財政調整基金費15億6,884万円の増額補正は、歳入17ページで説明した平成28年度の純繰越額の2分の1を下らない額7億8,196万9,000円の計上、それから財政調整基金積立金7億8,687万1,000円は、今回の第3号補正歳入歳出の調整によるものです。なお、補正後の同基金残高は17億5,070万5,000円となります。6目。目的基金費で750万円の増額補正は、歳入の15ページで説明したふるさと寄付金の増加に伴うふるさと応援基金積立金の増となっています。8目。企画費374万5,000円の増額補正は、ふるさと寄付金増加に伴う受領証明書等の郵送料6万7,000円、町商工会へのふるさと納税業務委託料360万3,000円、公金支払サービス使用料7万5,000円の計上です。11目。諸費43万4,000円の増額補正は、自治会への放送施設設置補助金で、すでに全額を支出したことによる追加予定対応分の計上となっています。14目。電子計算費917万6,000円の増額補正は、歳入の12ページで説明した番号制度関係委託料の計上となっています。

24ページ。3款1項2目。老人福祉費、1節。報酬115万4,000円、11節。需用費4万7,000円の増額補正は、高齢者重症化予防事業における看護師報酬及び消耗品費の計上です。19節。負担金、補助金及び交付金540万円の増額補正は、歳入の12ページで説明した既存介護施設へのスプリンクラー整備補助金の計上です。3目。心身障害者福祉費、7節。賃金47万6,000円の増額補正は、職員の病休代替により支出した臨時職員賃金3月分の補てんとなっています。9目。介護保険事業費、7節。賃金79万6,000円の増額補正は、職員の産休による産休育休代替臨時職員賃金の計上です。

25ページ。3款2項2目。保育所運営事業費、19節。負担金、補助及び交付金の保育士正規雇用化促進事業補助金50万4,000円の増額補正は、歳入の14ページで説明したとおりです。

26ページ。4款1項1目。保健衛生総務費、7節。賃金209万1,000円の増額補正は、保健師職2名の産休による産休育休代替臨時職員賃金の計上です。

27ページ。6款1項1目。農業委員会費、1節。報酬57万6,000円の増額補正は、歳入の14ページで説明した農地利用最適化交付金による農業委員（11名）及び農地最適化推進委員（5名）へ支給する能率報酬の計上です。3目。農業振興費、13節。委託料10万円の増額補正は、歳入の18ページで説明した販売促進事業委託料の計上です。

32ページ。10款1項2目。事務局費11節。需用費73万9,000円の増額補正は、電子黒板修繕のため流用した補てんです。

33ページ。10款2項1目。学校管理費、13節。委託料40万3,000円の増額補正は、北丘小

学校、翔南小学校の高木を伐採するための委託料の計上です。2目．教育振興費の財源補正は、歳入12ページの教育費国庫補助金を活用し小学校で算数と理科の備品を購入するための財源補正となっています。3目．学校建設費292万1,000円の増額補正は、津嘉山小学校浄化槽取替工事、翔南小学校放送設備等改修工事費の計上です。

34ページ。10款3項2目．教育振興費54万8,000円の増額補正は、歳入12ページの教育費国庫補助金を活用し中学校の理科備品として顕微鏡を購入するための計上です。

35ページ。10款4項1目11節．光熱水費108万2,000円の増額補正は、平成27年度実績で当初予算を計上のため、4歳児保育開始等による園児数、クラス数の増により電気料金の不足が見込まれるための計上です。12節．手数料5万5,000円の増は、翔南幼稚園の草木処理手数料の計上によるものです。19節．負担金、補助金及び交付金122万3,000円の増は、歳入11ページの教育費国庫補助金で説明したとおりです。

38ページ。14款1項1目．予備費1,200万円の増額補正は、去る6月19日から20日の大雨により北丘小学校・南星中学校校内で地滑りが発生したことによる災害復旧費及び法人町民税等への還付金に充用したことで、今後予備費の不足が見込まれるための計上となっております。

以上が議案第46号 平成29年度南風原町一般会計補正予算（第3号）の概要となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 皆さんの概要説明でいくと3ページですか。上のほうで繰越金15億1,300円、耳を疑ったのですが、その額を28年度は使わなかったと。総予算からすると事業の執行率は90パーセント、その額が余ること自体、疑問に思います。過大の予算計上をしたのか。あるいは、事業ができなくてこれだけ余ったのか。その中身を詳しく説明してくれますか。執行率が90パーセントというのがまず考えられない。事業が本当に止まったのか、できなかったのか。不思議でならないので、15億も予算計上したのに使わなかったその結果を説明してください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 繰越額の15億1,397万3,000円の説明であります。これについては平成29年の第1回定例会の最終補正で予備費に13億円余を補正増しております。どうということかと言いますと、国保について連結で赤字を出さないための財政措置と言いますか、財政運用の面でそういったことによる最終28年度の決算で繰越金と出た理由となっております。以上です。

平成29年第3回定例会 9月6日

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 敢えて予備費に13億を組んだそうで、一般会計、国保含めて連結赤字を避ける一つの手法だということですが、これだけあるのだったら国保特会へ繰出しをしてその赤字を減らしたほうが、今さらどうこう言えませんが、単年度で国保の累積赤字が確か13億ぐらいだったと思います。それを一般財源、何かでその赤字を穴埋めしなければなりません。まさか国保税を上げて町民にそれだけ負担してくださいということにはならないと思う。であれば、その財源があるならば、連結赤字も然りですが今赤字を抱えているものに対してその予算を振り向けるべきだったと思う。決算が出ているのでそのことだけを申し上げておきたいと思います。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第46号 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第3号)については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第10. 議案第47号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長 宮城清政君 議案第47号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第47号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 平成29年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ701万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,681万2,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第47号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の概要についてご説明いたします。まず、2ページから3ページの第1表歳

平成29年第3回定例会 9月6日

入歳出補正についてご説明いたします。今回の補正は、国民健康保険調定額の確定や人事異動に伴う一般会計繰入金額の変更及び平成28年度決算確定による前年度繰上充用金の確定に伴い補正するものです。歳入・歳出予算それぞれ701万3,000円を減額し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は68億3,681万2,000円となります。

それでは、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いします。1款1項1目。一般被保険者国民健康保険税3億4,025万4,000円の減、2目。退職被保険者等国民健康保険税1,055万2,000円の減は、平成29年7月末調定額に節ごとの平成28年度決算における徴収率を乗じて得た保険税額を計上し、当初予算で一般分保険税に計上していましたが歳入歳出の不足額の調整額を財政調整交付金へ組み替えたことによるものです。

7ページをお願いします。4款2項2目。財政調整基金422万円の増は、今回の補正による歳入歳出の不足額を計上したことによるものです。

8ページです。10款1項1目。一般会計繰入金422万円減は、人事異動によるものです。

引き続き、歳出についてご説明いたします。9ページ。1款1項1目。一般管理費422万円の減は、職員の人事異動に伴う2節。給料267万4,000円減、3節。職員手当等138万3,000円減、4節。共済費75万円減で、7節。賃金58万7,000円の増は、職員の産休による産休育休代替臨時職員賃金の計上です。

10ページから12ページにつきましては、保険税の調定額が確定したことによる財源補正となっております。

13ページです。4款1項1目。前期高齢者納付金110万3,000円の増は、社会保険診療報酬支払基金からの決定通知に基づく計上となっております。

14ページ。12款1項1目。前年度繰上充用金389万6,000円減は、平成28年度決算確定に伴う計上となっております。

以上が議案第47号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくご説明いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第47号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第11. 議案第48号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第11. 議案第48号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第48号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 平成29年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,472万7,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第48号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要についてご説明いたします。

まず、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。今回の補正は、職員の人事異動に伴う一般会計繰入金の変更及び平成28年度決算確定による前年度繰越金の補正を行うものです。歳入・歳出予算それぞれ152万5,000円を増額し、補正後の後期高齢者医療特別会計予算額は2億6,472万7,000円となります。

それでは、歳入についてご説明いたします。6ページ。3款1項1目。一般会計繰入金39万6,000円増は、職員手当の増による計上となっています。

7ページ。4款1項1目。繰越金112万9,000円増は、平成28年度決算に基づく計上となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。8ページをお願いします。1款1項1目。一般管理費121万5,000円増は、3節。職員手当等39万6,000円増、前年度繰越金から広域連合支払分を差し引いた額を一般会計へ繰り出すための28節。繰出金81万9,000円の計上によるものです。

9ページ。2款1項2目。後期高齢者医療広域連合納付金（過年度分）31万円の増は、後期高齢者医療広域連合へ納付する過年度分保険料の計上となっています。

以上が、議案第48号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 後期高齢者医療広域連合に管理費として毎年出しますよね。全県でいろいろ割るのでしょうけれども、それは例年より多くなっているのか、少なくなっているのか。もうこれで閉めたわけでしょう。

平成29年第3回定例会9月6日

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今回、補正で計上しておりますこの後期高齢者医療広域連合への納付金については、今年の4月、5月の出納閉鎖までに保険者の方が納めた保険税ですね、これを翌年度支払うための、高齢者の方が28年度分として納めた保険料を広域連合へ納める分の納付金の、繰越額に含まれた保険料を納付するための補正となっております。

ご質問にありました広域連合への負担金の増減ですが、当初予算の資料が手元に今ございませんので、どれだけ増額になっていたかは委員会で答弁したいと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第48号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、総務民生常任委員会に付託します。休憩します。

休憩(午前11時58分)

再開(午後1時01分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第12. 議案第49号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長 宮城清政君 日程第12. 議案第49号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第49号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号) 平成29年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ575万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,139万2,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

平成29年第3回定例会 9月6日

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第49号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について補足して概要を説明いたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。今回の補正は、歳入・補正それぞれ575万7,000円を追加し、補正後の下水道事業特別会計予算額は7億3,139万2,000円となります。

次に、歳入について説明いたします。6ページをお願いいたします。5款1項1目、繰入金136万9,000円の増額補正は、歳出の不足分を一般会計から繰入れするものです。

7ページをお願いします。6款1項1目、繰越金438万8,000円の増額補正は、平成28年度決算確定による純繰越金でございます。

引き続き、歳出について説明いたします。8ページをお願いいたします。1款1項1目、下水道事業費575万7,000円の増額補正は、人事異動に伴う一般職員給料の増及び臨時職員賃金を公用車のクーラー修繕のため流用した分に対する補てんと平成28年度決算確定による一般会計繰出金の計上であります。

以上が、議案第49号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第49号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第13. 議案第50号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第13. 議案第50号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第50号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） 平成29年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,295万6,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

平成29年第3回定例会9月6日

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第50号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、補足して概要説明をいたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。今回の補正は、歳入・歳出それぞれ14万9,000円を追加し、補正後の土地区画整理事業特別会計予算額は9億8,295万6,000円となります。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。5款1項1目。繰入金183万3,000円の減額補正は、歳出の事業費の人事異動に伴う給料等の減と一般管理費の共済費の増額によるものです。

7ページ。6款1項1目。繰越金198万2,000円の増額補正は、平成28年度決算確定による純繰越金でございます。

引き続き、歳出について説明いたします。8ページ。1款1項1目。一般管理費207万6,000円の増額補正は、沖縄県市町村職員共済組合負担金率増による増額と平成28年度決算確定による一般会計繰出金であります。

9ページ。2款1項1目。事業費192万7,000円の減額補正は、人事異動に伴う一般職員給料、職員手当等、共済費の計上であります。

以上が、議案第50号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第50号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第14. 議案第51号 平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第14. 議案第51号 平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第51号 平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） 平成29年度南風原町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,012万6,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

平成29年第3回定例会 9月6日

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第51号 平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、補足して概要説明をいたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。今回の補正は、歳入・歳出それぞれ58万9,000円を追加し、農業集落排水事業特別会計予算額は3,012万6,000円となります。

次に、歳入について説明いたします。6ページをお願いいたします。5款1項1目・繰越金58万9,000円の増額補正は、平成28年度決算確定による純繰越金であります。

続きまして、歳出について説明いたします。1款1項1目・事業費58万9,000円の増額補正は、平成28年度決算確定に伴う一般会計繰出金の計上であります。

以上が、議案第51号 平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第51号 平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第15. 議案第52号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて

○議長 宮城清政君 日程第15. 議案第52号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第52号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて 地方自治法第244条の3第1項及び第2項の規定により、南風原町に那覇市の公共下水道を布設するとともに、那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて、別紙のとおり那覇市と協議するため同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。提案理由といたしまして、南風原町に那覇市の公共下水道を布設し、南風原町の公共下水道を那覇市の住民が使用することについて、那覇市と協議する必要があることから地方自治法第244条の3第3項の規定により提案するものであります。その内容等においては、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第52号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについての提案理由をご説明します。2ページ目の協議書(案)の内容のとおり、協議を予定しております。3ページ目の箇所図にあります当該箇所につきましては、現道の国道507号から那覇市の境界に接している町道88号線を200メートルほど上って行った所の左側、那覇市字仲井真東オフリー原391番地の1ほか9筆の区域となっています。

4ページ目の計画図でご説明いたします。当該箇所は、那覇市字仲井真東オフリー原391番地1ほか9筆は、那覇市の公共下水道事業計画の区域に入っており、町道88号線に布設して流末が国道507号となっていますが、那覇市では本町の道路整備時期を勘案して整備を進めることにしているようでございます。しかしながら、那覇市字仲井真東オフリー原391番地の1ほか9筆の住民からは、浄化槽の劣化により早急な整備要求があるため、町道88号線に布設された本町の公共下水道に接続して利用したいとしております。そのため、本町が管理する道路に那覇市の下水道管を布設して那覇市の住民が本町の公共下水道を使用することについて、地方自治法第244条の3第1項及び第2項の規定により那覇市と協議するため、同条第3項の規定により提案するものであります。以上で、議案第52号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第52号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについては、経済教育常任委員会に付託します。休憩します。

休憩(午後1時17分)

再開(午後1時19分)

○議長 宮城清政君 再開します。

- 日程第16. 議案第53号 南風原町農業委員会委員の任命について
- 日程第17. 議案第54号 南風原町農業委員会委員の任命について
- 日程第18. 議案第55号 南風原町農業委員会委員の任命について
- 日程第19. 議案第56号 南風原町農業委員会委員の任命について
- 日程第20. 議案第57号 南風原町農業委員会委員の任命について
- 日程第21. 議案第58号 南風原町農業委員会委員の任命について
- 日程第22. 議案第59号 南風原町農業委員会委員の任命について
- 日程第23. 議案第60号 南風原町農業委員会委員の任命について

平成29年第3回定例会 9月6日

日程第24. 議案第61号 南風原町農業委員会委員の任命について

日程第25. 議案第62号 南風原町農業委員会委員の任命について

日程第26. 議案第63号 南風原町農業委員会委員の任命について

○議長 宮城清政君 日程第16. 議案第53号 南風原町農業委員会委員の任命について、日程第17. 議案第54号 南風原町農業委員会委員の任命について、日程第18. 議案第55号 南風原町農業委員会委員の任命について、日程第19. 議案第56号 南風原町農業委員会委員の任命について、日程第20. 議案第57号 南風原町農業委員会委員の任命について、日程第21. 議案第58号 南風原町農業委員会委員の任命について、日程第22. 議案第59号 南風原町農業委員会委員の任命について、日程第23. 議案第60号 南風原町農業委員会委員の任命について、日程第24. 議案第61号 南風原町農業委員会委員の任命について、日程第25. 議案第62号 南風原町農業委員会委員の任命について、日程第26. 議案第63号 南風原町農業委員会委員の任命について、以上を一括議題といたします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 城間俊安君 議案第53号 南風原町農業委員会委員の任命について 南風原町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。記 氏名 仲里博光。生年月日、住所等については、お目とおしをお願いしたいと思います。提案理由といたしまして、農業委員会等に関する法律の改正により、南風原町農業委員会委員16名が平成29年9月30日で任期満了するので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるための提案であります。その裏に履歴も添付されていますので、お目とおしをお願いしたいと思います。

続きまして、議案第54号。提案理由等同じでありますので、名前を読み上げていききたいと思います。富名腰泰裕。以下同様であります。

続きまして、議案第55号。中村京睦。

続きまして、議案第56号。仲里源勇。お目とおしをお願いします。

続きまして、議案第57号。大城一義。お目とおしをお願いします。

続きまして、議案第58号。野原和子。履歴も添付されております。

続きまして、議案第59号。大城亀一。お目とおしをお願いします。

続きまして、議案第60号。新垣哲位。お目とおしをお願いします。

続きまして、議案第61号。金城 親。お目とおしをお願いします。

続きまして、議案第62号。神里 靖。以下、同様であります。

続きまして、議案第63号。金城 明。履歴等もお目とおしをお願いしたいと思います。以上の11件であります。よろしく願いいたします。

平成29年第3回定例会 9月6日

○議長 宮城清政君 これから議案第53号から議案第63号について質疑に入ります。質疑はありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 今回から農業委員会の選考と言いますか、任命の方法が変わったのですけれども、各集落なり各団体、個人、自薦他薦いろいろあったかと思うのですが、トータルでどれぐらいの方が推薦に上がっておられたのか。それでその中からどういうことに眼目を置いて選考、推薦をなされたのかお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、任命についての資料の中で説明があるのですけれども、11名ですから12旧字ありますからどこか1つ欠けるだろうぐらいに思っていたのですね。自治会から言えば19あるのですけれども。見ていたら、神里がないのですね。宮平は2人、津嘉山2人で神里がないなと思っていたのですが、実はこの表の下に神里と出ているのですね。出身行政区となっているものですから、神里出身だからこの人は神里である、と書いてあるのか。けれども、この履歴書を見るとこの方は神里を中心に活動されているような、神里の水利組合の会計ということで、要するに活動地域が神里なのだということだと私は思うのですけれども、出身行政区となるとちょっと違うと思うのです。そうしますと、女性の方がいますけれども、出身は喜屋武ではないのでしょうか。履歴書を見ると名護高校となっていますから、実際にどこ生まれとは書いていませんが、そういう書き方はちょっと違うのかなと思います。ですから、出身行政区と言うよりもどこで今お仕事をなさっているのか、畑をしているとか、活動をしているとかそういう表のほうが良かったのではないかと思うので、そのへんの考え方をお伺いしたいと思います。最後の方は住所としては宮平となっていますので、そのへんをお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 では、今回の委員任命についてですけれども、委員の任命については関係法令に基づき、今年の4月10日から5月9日までの1カ月間募集を行っております。応募があった21名の応募者について、町では南風原町農業委員候補者評価委員会を設置しまして、その中において認定農業者の数、そして性別、年齢に偏りがなく、あるいは地域間のバランスなどを考慮して評価を行い選定を行っております。その中で、大城亀一氏については、農業経験、農地の所有はなく農業委員会の所掌事務に関して利害関係のない者としての選定をしております。以上が、今回選定するにあたっての選考方法であります。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 質問の出身行政区のことですけれども、履歴書では住所が

平成29年第3回定例会 9月6日

宮平となっていたりするのですが、実際の活動場所、それから生まれは神里地区の方です。もともと中北部の学校ということで喜屋武へ嫁ぎ、活動も喜屋武でやっていて、大きなマンゴー農家の方であります。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 出身のことを聞いたのは、そのへんも加味したのかなと思ったからです。実際にこの議案の住所を見ると、だいたい字から1人ずつで、大名と神里が抜けて宮平2人、津嘉山2人となっているものだから、けれども実際に新たな資料では神里となっているから現住所ではなくて活動地域もバランスを取ったのかと思ったことも1つだったのです。けれども、この表の出身行政とするより活動地域としたほうが良かったのかと思いました。話しとしては分かります。

それからもう1つお聞きしたいのは、他の市町村でこういった農業委員の選定のやり方はお聞きになっていますか。だいたい南風原と同じでしょうか。そこが分かりましたら。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 他の市町村を調査した結果、やはりこの評価方式で農業経験あるいは認定農家か農業者かといった評価方式でやっております。若干、南風原町では自治会推薦とかそういったものも評価項目に入れてはおりますけれども、地域のバランスを取るかたちで評価をしております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 1点だけ。議案59号ですが、この方の経歴を見ますと全く農業には係わっていないようなのですが、選定基準に合致はしているのですか。経歴と言いますか、そのへんをもう少し説明できますか。農業委員としての基準に合致しているかどうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 農業委員会の法律改正によって委員の中には全く利害関係のない方を1名は入れるようになっております。そういうことで、今回の11名の中で、利害関係のない方ということで大城さんを今回選定しております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

平成29年第3回定例会 9月6日

○13番 玉城 勇君 利害関係のないというのは、学識経験者で大学教授とかそういうのがあったと思うのですけれども、全く関係のない、知識のないと言っては失礼かも知れませんが

そういう方も入っていたのかどうか。利害関係がないというだけで選考されるのかどうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 利害関係がないということと、照屋自治会からの推薦ということもございまして、そういうことで今回の農業委員に選任しております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 確かに11名の中には関係しない者、僕らの捉え方では大学教授あるいは専門的な農業に関する方だと思っていたのですけれども、要するに南風原町としての基準があったと思うのです。全く農業に関係しないではないのですよね。今、照屋の区長代理をしていますから地域農業には関わっていると思うので、利害関係はあると思うのです。ですから、南風原町の基準はどうだったのか、その基準をクリアしているのか。地域からの推薦だけではクリアしないと思うのです。皆さんが各地域あるいは関係団体に送付した申請書あるいは推薦書、自己申告申込書がありましたけれども、いろんな基準があったと思うのでそれはクリアしているかどうかです。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 お答えします。利害関係というのは、大きな利害関係というよりも、農業委員会の所掌事務の中での利害関係を有しないかということになります。3条、4条、5条、農地の貸し借り、それから売買、農地転用の中で農業者に偏ったり、ある一定の企業に偏ったりという利害の関係を持たずに中立的な意見を言える方ということが1つあります。

それから、今回の評価の方法としては、地域農業への熱心・意見度でありますとか、農業に関する認識、地域の顔を知っているか、その地域を知っているかというものが評価の項目となっています。地域内の農業とか地域内の行事などについても精通しているかというのもわれわれの判断基準になっていますが、そのへんについても問題なく評価基準の中にあると。転じまして別の市町村、それから県内外についてもどういった方が選ばれているかも調べてみましたところ、普通のサラリーマンになっている所や特殊な法律であるとか資格を持っている通常「サムライ」と言われる方々以外の方も選考されているのが一般的であることが農業会議からも資料として提出されていまして、この方で問題ないと

いう選考に至っております。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午後1時37分)

再開 (午後1時37分)

○議長 宮城清政君 再開します。産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 今回から新しく農業委員の推進委員というかたちをとっていますが、同じく農業の集積をするということについて農業委員は計画を主とする業務、推進委員は現場を主とする業務となっているのですけれども、どちらも現場を推進する立場に違いはございません。全く机の上での仕事というわけではございませんので、ある程度南風原町全体をカバーするという意味で地元のことを知っていることも1つの選考法として重要視しました。かたちとして土地の権利などを動かすものですから、人となりを地元の方々が知っている人たちということも選考の基準としております。業務的にもいろいろな所に係わりがあって公平な立場であろうというようなことが、先ほど言われた農業委員の資質としてこちらで評価したところであります。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号から議案第63号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第53号から議案第63号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから議案第53号から議案第63号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第53号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定しました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第54号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第55号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

○議長 宮城清政君 続きまして、議案第56号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第57号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定しました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第58号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定しました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第59号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定しました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第60号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定しました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第61号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第62号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定しました。

○議長 宮城清政君 続きまして、議案第63号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第27. 陳情第9号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について (要請)

日程第28. 陳情第10号 県産品の優先使用について

日程第29. 陳情第12号 公共工事発注に際しての事業用自動車(緑ナンバー)の使用に関する陳情

日程第27. 陳情第9号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)及び日程第28. 陳情第10号 県産品の優先使用について並びに日程第29. 陳情第12号 公共工事発注に際しての事業用自動車(緑ナンバー)の使用に関する陳情を一括議題とします。諸般の報告で説明しましたように、陳情3件は、例年同様な趣旨でもって要請され毎年採択されております。また、意見書採択方の依頼もございません。したがって、委員会付託を省略し本会議で諮る旨話合いがまとまりました。議会運営委員会で一致しております。

お諮りします。陳情第9号及び陳情第10号並びに陳情第12号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平成29年第3回定例会 9月6日

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって陳情第9号及び陳情第10号並びに陳情第12号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから陳情第9号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について及び陳情第10号 県産品の優先使用について並びに陳情第12号 公共工事発注に際しての事業用自動車使用に関する陳情について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午後1時46分)

再開 (午後1時51分)

○議長 宮城清政君 再開します。これから採決に入ります。陳情第9号 地元産品奨励及び地元企業優先使用についてを採決します。本件について採択することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本件は採択することに決定しました。

○議長 宮城清政君 次に、陳情第10号 県産品の優先使用についてを採決します。本件について採択することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本件は採択することに決定しました。

○議長 宮城清政君 次に、陳情第12号 公共工事発注に際しての事業用自動車(緑ナンバー)使用に関する陳情についてを採決します。本件について採択することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は採択することに決定しました。

日程第30. 報告第8号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

○議長 宮城清政君 日程第30. 報告第8号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第8号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決

平成29年第3回定例会 9月6日

算報告について 地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算について別紙のとおり報告をいたします。平成28年度の南風原支社については、当初及び年度中においても実績がなかったことから、平成28年度事業実績はありません。お配りをしました平成28年度事業報告及び決算報告書をご参照ください。これで報告第8号 沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告といたします。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告について質疑ありましたら質疑を許します。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第8号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告については、これをもって終了します。

日程第31. 報告第9号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

○議長 宮城清政君 日程第31. 報告第9号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第9号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記1. 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2. 専決処分した理由 法律上、町の義務に属する損害賠償で1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項であります。

次のページ。専決処分について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されているので下記のとおり専決処分をいたしました。平成29年8月14日に専決処分をしております。1. 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について。2. 相手方 記載のとおりであります。3. 事故の概要 平成29年7月13日18時15分ごろ、県道82号線から旧社会福祉協議会に向かって町道147号線を走行中、汚水マンホールに車両の底が接触しエアバッグやクーラーの吐出口等の破損が生じた。マンホール周りの一部の舗装が4センチから5センチ程度沈下をしていたことが原因であります。4. 損害賠償額 16万2,046円。その内容については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 それでは、報告第9号につきましてご説明いたします。事

故が起きたのは7月13日午後6時15分ごろ。場所は県道82号線から旧社会福祉協会の中にある沖縄県介護保険広域連合南部調査認定事務所に向かって町道147号線を走行中、汚水マンホール周りの一部の舗装が4センチから5センチ程度沈下したことにより、車両の底が接触し、エアバッグやクーラーの吐出口等の破損が生じたものであります。原因については、汚水マンホールと横断グレーチングの間で破損沈下があり、それにより汚水マンホールに接触したものであります。損害賠償額については、修理費が32万4,091円となっておりますが、相手側にも道路の状況に応じて安全に走行すべき注意義務があったということで過失割合50パーセントで合意しております。そういうことで、16万2,046円が損害賠償額となっております。その後、町では同様の箇所がないかどうか他の町道も調査しております。そういう場所について、特に著しい所から優先的に対応を進める予定でございます。以上で報告第9号の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告について質疑がありましたら質疑を許します。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 何か最近、職員のそういう事故が多いような気がする。以前はそんなことはほとんどなかったと思います。特に最近、そういう話題がどんどん出てきている。職員の皆さんは運転をどうなさっているのかちょっと気になります。これまでは、損害賠償というのは全額全日本町村会でしたか、これは町の公用車だと思いますが、半分しか保証しない。結局、その半分は町の持ち出しでしょう。（「道が悪かったから、その道路事情で損害賠償ということですよ」という声あり）職員かと思っていたので。ごめんなさい。取り消します。いずれにしてもあとの半分は自己負担なのですか。50パーセントは保険が保証してくれる。16パーセントは過失相殺というのかな。全体で32万4,000円掛かったわけでしょう。保険が16万いくらかでしょう。では残りは過失相殺というかたちなのか。どうなりますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 今回の事故に関しましては、うちで管理している下水道マンホールの周囲が一部沈下しておりまして、乗用車がこのマンホールに車の底が当たってしまったということなのです。その修理費が32万4,091円の損害修理費となっておりますけれども、車を運転していた方も注意していればというような過失割合と言いますかそういうことで16万2,046円は町が契約している保険会社から支払いします。あとの50パーセントはこの車の所有者が負担するというような合意内容でございます。

平成29年第3回定例会 9月6日

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 余計な質問をしてしまってすみません。分かりました。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 先ほどの部長からの説明でだいたい分かりましたけれども、その係の者たちを派遣したりチェックしているというお話もありましたよね。私は、そのチェックする範囲内では足りなくて、町民からもそれを後押しするような仕組みを作ってはどうかと思っているわけです。例えば、うちの照屋では5月ごろにいつも危険場所チェックということで評議員が回ったりしているわけです。もちろん、他の自治会もなさっていると思うのですが、それを広報に随時載せるとか、あるいは町が音頭を取って危険場所チェック週間でもいいし月間でもいいし年間でもいいし、とにかくチェックするような流れをもっと積極的にして欲しい。スタッフだけで手掛けるのではなくて、そういった方向に持って行けないかと思っていますけれどもどうですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 町道の管理につきましては、すぐやる班で常時、毎日と言うほど現場へ出向いて対応しておりますけれども、すぐやる班だけではなくて道路清掃班からももし異常があれば報告してくれというようにやっております。ある程度道路のパトロールはやっているつもりではあるのですが、こういった4センチ、3センチの沈下というのは、町道も舗装してだいたいなるものですから若干沈下が出てきているような状況がございまして、そういうことで特にひどい箇所からということで指示をする予定をしております。大城議員からもお話があるように、町民からもあれば、われわれも気付かない部分があればそのように対応していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午後2時06分)

再開 (午後2時09分)

○議長 宮城清政君 再開します。質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第9号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告については、これをもって終わります。休憩します。

平成29年第3回定例会 9月6日

休憩（午後2時10分）

再開（午後2時13分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、副町長から説明を求めます。

○副町長 国吉真章君 先ほど提案しました議案第46号 平成29年度南風原町一般会計補正予算（第3号）について、一部文言の追加と資料の追加訂正をさせていただきます。第2条の次に、（地方債の補正）第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。5ページに、第3表地方債補正を追加いたしまして、訂正をさせていただきたいと思いません。よろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、議案第46号 平成29年度南風原町一般会計補正予算（第3号）の午前中の説明の修正をさせていただきます。5ページです。総務債の臨時財政対策債は、限度額4億5,410万円から4,720万円を減額して、変更後の限度額が4億690万円となります。以上でございます。訂正してお詫び申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 以上のように訂正をして、一般会計補正予算は総務民生常任委員会に付託をいたします。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

散会（午後2時16分）